

令和2年5月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度5月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第9号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第10号	農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第11号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第12号	農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第13号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第14号	農用地利用集積計画審議について	(48件)
議案第15号	非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第16号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)
議案第17号	日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価(令和元年度)及び目標とその達成に向けた活動計画(令和2年度)審議について	(1件)

〈 出席委員 〉(17人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子	10番 末永 義弘
11番 馬場 五男	12番 久木田 洋子	13番 東 芳男
14番 今村 壽久	15番 山口 義廣	16番 奥 和俊
18番 池畑 正治	19番 今屋 政市	

〈 欠席委員 〉(2人)

7番 野元 政博	17番 濱村 義美
----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

※ 今回の総会については、新型コロナウイルス感染症防止のため、推進委員(14人)を除いた総会とした。

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和2年度5月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、野元委員、濱村委員より欠席届が提出されております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、19番「今屋 政市」委員と、2番「田原 嘉治」委員を指名させていただきます。

次に、日程第2、議案第9号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
9番 議案第9号の番号1について報告いたします。
令和2年5月20日、私と日吉地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第9号の案件について、諮問どおり変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第9号の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第3、議案第10号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁から13頁をご覧ください。9件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,716㎡、作物は水稻です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,149㎡、作物は野菜及び水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,054㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,044㎡、作物は飼料及び水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,157㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,444㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号7の権利種別は賃借権設定、権利取得後の経営面積は13,644㎡、作物は野菜及び水稲です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は717㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は806㎡、作物は野菜です。

以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告を2番から順次お願いします。

2番 議案第10号の番号1について報告いたします。

令和2年5月19日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第10号の番号2について報告いたします。

令和2年5月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第10号の番号3について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第10号の番号4について報告いたします。

令和2年5月23日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 1 番 議案第10号の番号5について報告いたします。

令和2年5月26日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 4 番 議案第10号の番号6について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 5 番 議案第10号の番号7について報告いたします。

令和2年5月21日、私と副の久木田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

権利取得後、農地等の全てについて効率的に利用して耕作を行うと認められるか否かについては、認められます。

権利取得者である社会福祉法人が農地等を当該目的に係る事業の用に供すると認められるか否かについては、認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 6 番 議案第10号の番号8について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 6 番 議案第10号の番号9について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の池田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

16番 番号2について、申請人は何歳でしょうか。

4番 譲受人は88歳です。また譲渡人は91歳です。なお、譲受人には後継者がいて、定年退職をされて現在60歳ぐらいで、後を継ぐとのことで、申請地が隣であり、貸借か売買かの相談を受け、話し合いの結果、売買となった。

16番 了解しました。

会長 よろしいでしょうか。

16番 はい。

会長 他に質疑等ございませんでしょうか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第10号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第10号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第11号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、議案第11号と日程第5、議案第12号の番号1の案件は関係がありますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。1件です。

番号1は、議案第11号農地法第4条許可申請書審議の16頁、番号1と関連がありますので、一括して説明いたします。

本申請は、平成25年12月20日付指令農振第5号1026で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、申請者は犬舎及びドッグランを計画しておりましたが、今回申請地に隣接する家の建て替えを計画しましたが、崖が近接しており建て替えができないため、申請地の2059番地1に一般住宅を建築するものであります。

なお、2058番地1については、犬舎を設置済みであります。また、一般住宅転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、現在の住宅が申請地の南側にありますが、その住宅を取り壊した後、ドッグランを建設予定であり、申請地の一部にもドッグランの敷地が計画されていることと、来訪者用の駐車所スペースを確保するため、今回の申請面積となったものです。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

9番 議案第11号の番号1、議案第12号の番号1については、一括して報告いたします。

令和2年5月23日、私と副の今屋委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第11号の案件と、関連する議案第12号の番号1の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第11号の案件と、関連する議案第12号の番号1の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第12号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。

議案第12号の番号2の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。

番号2の転用目的は、物置、駐車場です。なお、転用済みのため、始末書が付いています。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第12号の番号2について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第12号の番号2の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第12号の番号2の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第12号の番号2について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第13号「農地法第5条許可申請書審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に議案書の修正をお願いします。

資料20頁の番号6について、面積の修正がございます。資料の方では775㎡のうち262㎡となっておりますが、先日、分筆が終了し、土地登記事項全部証明書の提出があり、面積が262㎡で確定しておりますので、「775のうち」の文言は削除をお願いします。

それでは、資料の19頁をご覧ください。8件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材倉庫、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

番号7の転用目的は、利用土及び資材仮置場、権利種別は賃借権設定です。

番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1及び番号3は、転用済みのため、始末書が付いています。

また、番号3については、昨年7月の大雨災害により、土砂崩れがあったため、ブロック塀を作られております。

番号7は工事に伴う一時転用です。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告を、10番から順次お願ひします。

10番 議案第13号の番号1について報告いたします。

令和2年5月24日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

4番 議案第13号の番号2について報告いたします。

令和2年5月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

6番 議案第13号の番号3について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の奥委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第13号の番号4について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第13号の番号5について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の横山委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第13号の番号6について報告いたします。

令和2年5月27日、私と副の久木田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、伊集院インターチェンジから約430mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第13号の番号7について報告いたします。

令和2年5月25日、私と副の久木田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、日置市役所本庁から約460mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第13号の番号8について報告いたします。

令和2年5月20日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第13号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

10番 さきほど議案第13号の番号1について、報告させて頂きましたが、現地調査の際、立会人が申請人の従弟とのことで、その従弟の方が立ち会いましたが、今回の申請については、あまり中身も解らないまま立ち会いに来られたので、中身の分かっている申請人や行政書士等が立ち会うべきであったであろうと思いますけれども、今までの現地調査で、このようなケースが初めてであったので、今後のためにも、中身の解っておられる方が立ち会った方が良いと思いますがどうでしょうか。

事務局 代理人の方からは、従弟の方が立ち会うと聞いておりましたので、従弟の方と話しが済んでいると思っておりましたが、今回そのようなことになったとのことで、次回以降このようなケースがある場合は、説明等をしっかりするよう気を付けていきたいと思います。今回は申し訳ございませんでした。

会長 一応、要望ということでよろしいでしょうか。

10番 はい、よろしいです。

事務局長 すみません、よろしいでしょうか。

会長 はいどうぞ。

事務局長 以前、会の申し合わせ事項で、現地の立会については、どういう方を選任しなさいという話しがあったと思いますので、私の方も選任の書類の写しを担当の方へも渡しておきたいと思います。今回は申し訳ございませんでした。

会長 16番どうぞ。

16番 さきほど、資料20頁の番号6について、分筆が済んでいるので「775のうち」の文言は削除をと説明でありましたが、どの部分が分筆後であるのか、また、使用貸借権で許可日から20年となっているがこれで良いのか説明をお願いします。

事務局 まず分筆後の図面については航空写真中の赤枠のところに分筆後であります。また資料の26頁の車線部分が分筆後であります。

16番 分筆後の図面は分かりましたが、一般住宅で許可日から20年というのは、ちょっと引かかるが大丈夫でしょうか。

事務局長 問題はありません。

会長 よろしいでしょうか。

16番 はい。

会長 他にはございませんか。

議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第13号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第13号のすべての案件について許可することに決定しました。次に、日程第7、議案第14号農用地利用集積計画審議を議題といたします。それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。まず、山口 義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 32頁の番号15、番号16です。貸借です。面積について、田は2,100㎡、畑はなし、計2,100㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定はなしです。本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第14号の山口委員が関係する番号15と番号16について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第14号の山口委員が関係する番号15と番号16の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]
会長 次に、横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 32頁の番号17、33頁の番号18、番号21、34頁の番号24、番号25です。貸借です。これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。面積について、田は7,709㎡、畑はなし、計7,709㎡、うち再設定面積は2,000㎡、利用権設定件数は5件、うち再設定件数は2件です。本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑ございませんので、議案第14号の横山委員が関係する番号17、番号18、番号21、番号24及び番号25の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第14号の横山委員が関係する番号1番号17、番号18、番号21、番号24及び番号25の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。横山委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]
会長 次に、東 芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の番号39、番号40、38頁の番号42です。貸借です。

これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は1,268㎡、畑はなし、計1,268㎡、うち再設定面積は315㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第14号の東委員が関係する番号39、番号40、番号42の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第14号の東委員が関係する番号39、番号40、番号42の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着席〕

会長 議案第14号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁から38頁です。貸借です。

面積について、田は27,787㎡、畑は18,088㎡、計45,875㎡、うち再設定面積は28,628㎡、利用権設定件数は31件、うち再設定件数は19件です。

続いて、農地中間管理機構分です。

面積について、田は1,975㎡、畑は4,339㎡、計6,314㎡、うち再設定面積は1,180㎡、利用権設定件数は5件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第14号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第14号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

ここでしばらく休憩します、次の会議を10時10分からといたします。

〔休憩〕

会長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第15号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2は、20年以上経過した宅地です。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが

相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

11番 議案第15号の番号1について報告いたします。

令和2年5月26日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第15号の番号2について報告いたします。

令和2年5月26日、私と副の野元委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第15号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第15号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

次に、日程第9、議案第16号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43頁をご覧ください。

議案第16号荒廃農地に係る非農地判断についてであります。

申請分で、田2筆3,306㎡、畑1筆258㎡、合計3,564㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断いたしました。現地につきましては事務局で調査をしております。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第16号のすべての案件については、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第16号のすべての案件については、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第10、議案第17号「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価（令和元年度）及び目標とその達成に向けた活動計画（令和2年度）審議」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は44ページからになります。

議案第17号「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価(令和元年度)及び目標とその達成に向けた活動計画(令和2年度)」の審議についてでございます。この議案内容につきましては、3月定例総会時にご説明いたしましたので詳細な説明は省かせていただきます。

4月13日から5月12日まで、ホームページ等でパブリックコメントを実施したところでございますが、2名の方からのご意見をいただきました。1枚紙で配付しております、資料1をご覧ください。2名の方のご意見の要旨でございます。

(3)につきましては、水土里サークルにおける今後の取組み等について、意見定義してありました。今後、遊休農地の解消等に少しでも繋がるよう、農地整備等の関係課に、このような意見があったこととお繋ぎしたいと思っております。

(4)につきましては、登記の関係で法務局の管轄となりますが、今後要望等を述べる機会等がございましたら、積極的にこのような意見も発していきたいと思っております。

(1)につきましては、「農業者の高齢化や引退に伴う遊休農地の発生が止められていない。」とのご意見ですが、47ページの1の課題で、「農業者の高齢化と担い手農家の不足により、荒廃化した農地が急速に増加している」としており、一番下の段の評価で、昨年の活動の結果は、「農地の利用状況及び意向調査を実施したが、解消には結びつかなかった」とあります。意向調査をしても条件面でマッチングまではなかなかいかないという現状であります。

54ページの遊休農地に関する措置の2に令和2年度の活動計画を掲げてありますが、これまでと同様に全農家の戸別訪問で意向調査をし、なるべく遊休農地とならないように地道に活動を継続していくしかないのではと考えているところでございます。

(2)につきましては、関係機関相互において、もっと情報共有をし、新規就農者や規模拡大したい農業者等のニーズに対して、スムーズに対応していただきたいというような意見でございます。

この意見をいただきまして、令和2年度の活動計画を若干修正いたしております。令和2年度目標の53ページ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の2の活動計画をご覧ください。

1行目を「農林水産課との連携をより進め、個別の案件ごとに丁寧に指導対応を行う」と修正し、3行目に「地域間の情報共有を促進し、就農者のニーズに対応できるように進めていく。」という計画を追記いたしました。

以上、今最後に申し上げた部分を修正し、「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価(令和元年度)及び目標とその達成に向けた活動計画(令和2年度)」としたいと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第17号のすべての案件については、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第17号のすべての案件については、原案のとおり決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理申し上げます。

2番 令和2年度5月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

1 9 番 (印)

2 番 (印)